健康保険法施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十六年三月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第九十六号

健康保険法施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令

内閣は、健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十八条の規定に基づき、この政令を制定する。

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十六号）の一部を次のように改正する。

附則第五条中「平成二十六年度」を「平成二十九年度」に改める。

附則第六条に次の一項を加える。

4　平成二十七年度から平成二十九年度までの間において、健康保険法附則第四条の四の規定により読み替えられた、同法附則第四条の三の規定により読み替えられた同法第七条の二、第百五十一条、第百五十五条、第百六十条及び附則第二条の規定並びに同法附則第四条の四の規定により読み替えられた同法第百五十三条、第百五十四条、第百七十三条及び第百七十六条の規定を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七条の二第三項	及び国民健康保険法	、健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十八条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号。第百五十三条第二項において「平成二十年四月改正前老健法」という。）の規定による拠出金（以下「老人保健拠出金」という。）及び国民健康保険法
第百五十一条	第百七十三条	老人保健拠出金、第百七十三条
第百五十三条第二項	及び同法附則第七条第一項に規定する病床転換支援金（日雇特例被保険者に係るものを除く。）	、同法附則第七条第一項に規定する病床転換支援金（日雇特例被保険者に係るものを除く。）及び平成二十年四月改正前老健法の規定による医療費拠出金（次条第二項において「老人保健医療費拠出金」という。）
第百五十四条第二項	及び同法附則第七条第一項に規定する病床転換支援金	、同法附則第七条第一項に規定する病床転換支援金及び老人保健医療費拠出金
第百五十五条第一項	及び	、老人保健拠出金及び
第百六十条第三項第二号	病床転換支援金等	病床転換支援金等、老人保健拠出金
第百六十条第十四項	及び病床転換支援金等	、病床転換支援金等の額及び老人保健拠出金
第百七十三条第一項及び第百七十六条	及び病床転換支援金等	、病床転換支援金等及び老人保健拠出金
附則第二条第一項	病床転換支援金等	病床転換支援金等、老人保健拠出金

附則第七条及び第八条中「平成二十六年度」を「平成二十九年度」に改める。

附則第九条第五項中「平成二十六年度まで」を「平成二十九年度までの間」に改める。

附則第十条第一項中「同法附則第二十二条の規定により読み替えられた同法附則第二十一条第三項」を「同条第三項第二号」に、「同法附則第二十二条の規定により読み替えられた同法附則第二十一条第四項」を「同条第四項第二号」に改め、同条第三項及び第四項中「同条第三項」を「同条第三項第二号」に、「同条第四項」を「同条第四項第二号」に改め、同条に次の一項を加える。

6　平成二十九年度において、国民健康保険法附則第二十二条の規定により読み替えられた同法附則第二十一条第三項及び第四項の規定を適用する場合においては、同条第三項第二号中「及び病床転換支援金」とあるのは「、病床転換支援金及び老人保健医療費拠出金（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十八条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号。以下「平成二十年四月改正前老健法」という。）の規定による医療費拠出金をいう。以下同じ。）に係る負担調整前老人保健医療費拠出金相当額（健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十六号）附則第五条の規定により読み替えられた平成二十年四月改正前老健法第五十六条第三項に規定する負担調整前実績医療費拠出金相当額を同令附則第五条の規定により読み替えられた平成二十年四月改正前老健法第五十四条第一項に規定する実績医療費拠出金とみなして、同令附則第五条の規定により読み替えられた同項の規定の例により算定した医療費拠出金の額に相当する額をいう。以下同じ。）」と、同条第四項第二号中「及び病床転換支援金」とあるのは「、病床転換支援金及び老人保健医療費拠出金相当額」とする。

附則第十一条第五項及び第十二条第二項中「平成二十六年度」を「平成二十九年度」に改める。

附則第十三条中「平成二十六年度」を「平成二十九年度」に、「費用（」とあるのは「」を「の給付に要する費用（」とあるのは「の給付に要する費用（老人保健拠出金並びに」と、同項第一号中「短期給付に要する費用（」とあるのは「短期給付に要する」に改める。

附則第十四条中「平成二十六年度」を「平成二十九年度」に、「短期給付に」を「、短期給付に」に改める。

附則第十五条、第十六条及び第十九条から第二十一条までの規定中「平成二十六年度」を「平成二十九年度」に改める。

附則第二十二条第五項中「平成二十六年度まで」を「平成二十九年度までの間」に改める。

附則第二十三条及び第二十四条中「平成二十六年度」を「平成二十九年度」に改める。

附則第二十五条第五項中「平成二十六年度まで」を「平成二十九年度までの間」に改める。

附則第二十六条及び第二十七条中「平成二十六年度」を「平成二十九年度」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣　田村　憲久

内閣総理大臣　安倍　晋三